

意見書

平成 24年 3月 19日

大阪大学総長 殿

平成 24年 3月 5日付けをもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。

記

「9. 国立大学法人大阪大学教職員給与規程」 「38. 国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程」に関しては、本事業所の労働者の利益を重大に損ねる案であり、4月1日からの施行に強く反対する。

使用者側は「人勸準拠」に固執し、それを本就業規則改定案の根拠にもしている。しかし、実際の国立大学法人の給与はすでに国家公務員より低く（ラスパイレス指数は本学職員においては90以下）、さらに公務員は7時間45分の労働時間であるのに本学では8時間であるなどの差異がすでに明確となっている。それなのになぜ給与引き下げ案では「人勸準拠」なのか、大きな矛盾を孕んだ論理であり理解できない。大学側はことある度に「納税者・国民から社会的理解を得られない」の表現を繰り返し、大学で働く者の不利益変更を重ねているが、我々は誇りを持って「その納税者・国民に奉仕し還元する」仕事をしており、その対価を正当に受け取る権利があるという見方が大学側の論理には欠落している点を指摘したい。また、箕面地区からは、今回の給与改定が不利益変更であるだけでなく、旧大阪外国語大学教職員に対してはすでに退職金減額という大きな不利益変更を使用者側は予定しており、今後のさらなる給与削減の要求(7,8%)も見通せば、2重3重の不利益変更である。このような状況は、本地区の教職員の生活設計に深い打撃を与える深刻なものであり、断じて認めることはできない。

箕面地区過半数代表者 岡本真理 印

意 見 書

平成 24年 3月 19日

大阪大学総長 殿

平成 24年 3月 5日付けをもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。

記

14. 国立大学法人大阪大学管理職の範囲等に関する細則については、特段の異議はなく、本改正案に賛成する。

箕面地区過半数代表者 岡本真理 印

意 見 書

平成 24年 3月 19日

大阪大学総長 殿

平成 24年 3月 5日付けをもって意見を求められた就業規則案について、
下記のとおり意見を提出します。

記

- 3. 国立大学法人大阪大学教員の人事等に関する特例規程
- 7. 国立大学法人大阪大学シフト勤務等適用職員の勤務時間等に関する取扱い規則
- 1.3. 国立大学法人大阪大学教職員の医師等調整手当に関する細則
- 1.5. 国立大学法人大阪大学基本給表等の適用に関する細則
- 2.2. 国立大学法人大阪大学職員の不服審査手続に関する規程
- 3.4. 国立大学法人大阪大学任期付教員の人事等に関する特例規程
- 4.2. 国立大学法人大阪大学任期付教職員の医師等調整手当に関する細則
- 6.6. 大阪大学安全衛生管理規程
- 6.7. 大阪大学安全衛生管理施行規則
- 7.1. 大阪大学発明規程

以上の就業規則改定案については、特段の異議はなく、本案に賛成する。

箕面地区過半数代表者 岡本真理 印